

防衛秘密について

防衛秘密の定義（自衛隊法第96条の2）

- 自衛隊についての、自衛隊法別表第四に掲げる事項
- 公になっていないもの
- 我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの
- 防衛大臣が指定したもの

自衛隊法別表第四

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 二 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 三 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 四 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号に
おいて同じ。）の種類又は数量
- 五 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 六 防衛の用に供する暗号
- 七 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階の
ものの仕様、性能又は使用方法
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階の
ものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 九 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

※ このほか、防衛省の秘密としては、省秘及び特別防衛秘密がある。